

令和2年度 第18回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和3年3月15日(月)
招集場所 元気館 視聴覚室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名
服部委員、井上委員

土居教育長：

日程第1

これより、第18回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、井上委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第80号 邑南町公民館運営審議会委員について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

今年度で委員の委嘱期間が終わります。来年度から、新たに委員を決める必要があり、各公民館の活動審議協議会等から出された12名の候補の方を選出しています。

土居教育長：

公民館運営審議会委員の委嘱について、推薦のあった方を示しています。ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案80号について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 81 号 邑南町郷土館館長について

引き続き、森岡委員さんに委嘱したいと考えています。本来ですと、ご本人に関わる審議ですので退席をしていただいて意見を伺うことになっていますが、条例上は本人同席でも問題はございませんのでお願いをいたします。

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

本年度末任期が終了しますので、引き続き森岡館長さんをお願いをしたいと考えています。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 81 号邑南町郷土館長の任命についてご承認をいただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 82 号邑南町文化財保護審議会委員について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

この議案について、文化財の諮問期間として現在設置をしていますが、本年度末任期が切れますので、来年度から 2 年間 9 名の方をお願いをするものです。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 82 号邑南町文化財保護審議会委員の委嘱については、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 83 号 邑南町スポーツ推進委員について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

今年度任期が切れますので、資料にあるように 25 名の方にスポーツ推進委員としてお願いをするものです。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 83 号邑南町スポーツ推進委員について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 84 号 邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

新旧対照表をご覧ください。これまでは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則に定義づけされていましたが、この度国会で附則を削る改正案が提出されましたので、資料にあるように定義づけされることになりました。第 16 号として、外国指導助手についての夏季休暇について明記しています。期間は 7 月から 9 月までの期間内で 3 日間としています。

土居教育長：

2 点のついて説明がございましたが、質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 84 号邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正について、ご承認いた

だけですでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 85 号 邑南町国際交流員任用規則の一部改正について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

改正内容につきましては、外国語指導助手の一部改正と同じですので説明を省略します。

土居教育長：

先ほどの外国語指導助手と内容は同じですので、ご承認をいただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 86 号 邑南町教育委員会在宅勤務実施要領の一部改正について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

第 1 条については、新型コロナウイルス感染症の定義が変わっていますので、先ほどの 84 号でありましたように改正をしています。また、課の設置条例が 3 月議会で承認されましたので、第 2 条第 2 項情報推進室から情報みらい創造課へ変わっています。

土居教育長：

質問はございませんでしょうか。

森岡委員：

みらい創造課は新たに設置されるのか。

土居教育長：

国の方ではデジタル庁ができることもあり、今まで総務課にあった情報推進室が一括して邑南町のデジタル化を担当することになります。

高瀬学校教育課長：

課の設置条例の変更について、これまで管財課がございましたが、総務課に引き継ぐこととなります。会計課は出納室に変更となります。そのため財務課長が職務を兼ねることとなります。

土居教育長：

議案第 86 号 邑南町教育委員会在宅勤務実施要領の一部改正について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 87 号 邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

これについては、新型コロナウイルスの定義を追加したものです。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 87 号 邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 88 号 邑南町 P C R 検査費助成要綱の一部改正について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

資料を基に説明

これについては、新型コロナウイルスの定義を追加したものです。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 88 号 邑南町 P C R 検査費助成要綱の一部改正について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 89 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付に係る共済掛金に関する規則の制定について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

日本スポーツ振興センターについては、これまで掛け金の請求、支払の事務をしていましたが、振興センターから要綱等を定めて欲しいと要望がありましたので、今回規則として上程するものです。

土居教育長：

学校管理下において、子どもがけがや事故をした場合に、町と保護者が掛け金を負担をしていますので、いくらか戻ってきます。これまでは規則はありませんでしたので、今回邑南町として規則を定めるものです。要保護、準要保護の世帯については掛け金はかかりません。今までも同じ取扱いでした。

森岡委員：

準則などがなかったでしょうか。

高瀬学校教育課長：

運用で行っていましたが、今回規則として上げています。

支払につきましては、歳計外現金として取り扱っています。

土居教育長：

日本一の子育てむらとの関連はどうか。子どもの場合は医療費が無料になっているが。

高瀬学校教育課長：

スポーツ振興センターが優先をしますが、怪我をした場合に学校から連絡が来ますので、どちらにするかを選択することになります。

井上委員：

学校の先生がどちらにするか教えてもらえますので、不都合はないと思います。

土居教育長：

議案第 89 号独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付に係る共済掛金に関する規則の制定について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 90 号 邑南町小・中学校におけるタブレット端末使用規程の制定について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

目的及び管理責任者を明記しています。後ほど説明をしますが、学校内で情報管理者を決めてもらい業務をしてもらうことにしています。またタブレットの学校での使用及び自宅学習での貸出規定についても規定をしています。それに関連した様式 1 から 4 号まで添付しています。また学校ごとに活用ルールの加工をしてもらうために、モデル案を示しています。

土居教育長：

少し時間を取りますので、内容について確認をお願いします。

武田委員：

家に持って帰っての管理監視、制限はどうか。

高瀬学校教育課長：

保護者の管理下にはなりますが、活用ルールを守ってもらうことをお願いをしたいと思います。細かい制限については、運用をしていって見直して行く必要はあるかと思っています。

服部委員：

家庭で使っていて故障をした場合は保護者の責任になるのか。

高瀬学校教育課長：

禁止事項も設けていますので、これを守っていただく必要はあるかと思います。

森岡委員：

損害賠償については、使用者については保護者ということですよ。そうなる
と、厳しいと思います。

高瀬学校教育課長：

情報の拡散を防ぐためにも守っていただく必要がありますので。

土居教育長：

議案第 90 号 邑南町小・中学校におけるタブレット端末使用規程の制定につ
いてご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 91 号 指定文化財現状変更等許可申請について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

場所については、久喜製錬所の遺跡群です。新たに電柱が立つもので、町指定
文化財の範囲内ですので、現状変更となります。このことについての処置を文化
財保護審議会に諮問をしていますので今回上程をしています。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 91 号指定文化財現状変更等許可申請について、ご承認いただけますで
しょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 92 号 邑南町公民館長について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

邑南町公民館長について任期がまいりますので、新たに上程をします。今回、阿須那公民館、口羽公民館、井原公民館については館長が交代されます。

土居教育長：

邑南町公民館長については、各公民館の運営審議会から推薦をしてもらい教育委員会で任命をすることになっています。ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 92 号 邑南町公民館長について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 93 号 社会教育主事の任命について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

社会教育主事の講習が修了しましたのでお知らせします。同時期にあと 2 名受講をしており、時期が少し遅れての報告になります。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第 93 号 社会教育主事の任命について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 94 号 フィンランド共和国男女ゴールボールチームの合宿について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

現在の状況を報告させていただき、方向性を決めて頂きたいと思います。

社会情勢を鑑み合宿について実施の可否について、適切な時期に判断すると議会を含め説明をしてきました。①として現在の状況です。まず日本については、1都3県については緊急事態宣言発出中のために、日本国について新規入国の一次停止という状態となっています。フィンランド共和国については、現在ロックダウン中です。このような状況の中、フィンランド共和国と1月27日に協議をしました。今の段階では難しいと判断をしています。コロナが落ち着けば合宿には行きたいとの申し出が出ています。そのことで、今回は厳しいが、安全が担保できたときにはということ、延期としています。判断としては、②のb, c, dにあるように、本町での新型コロナウイルス感染拡大が認められない、島根県が緊急事態宣言を発していない、宿泊施設が確保できるの条件をクリアしてからの受入れと判断しています。予定をしている5月の合宿については、現時点で安心して交流ができる環境ではないということ、延期と判断します。

土居教育長：

判断のaについては、すべて解除された場合のみはクリアできていないので、仮に飛行機が日本に来たとしても2週間の待機があり、その費用を邑南町が持つというのは難しい。b, cはクリアできると思います。dについては、オープンの日が7月頃になりますので、宿泊場所がすぐに確保はできません。町民の皆さんとの交流が目的ですので、ワクチン接種が終わらないと難しいという状況から、予定している合宿については安心して開催ができるまで待ちたいと思います。

教育委員： 延期でいいと思います。

土居教育長：

議案第94号フィンランド共和国男女ゴールボールチームの合宿について、延期ということよろしいでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

教育委員会の審議結果を町に報告し、議会、報道関係にも情報を提供して行きます。

議案第95号 学校歯科医師及び学校薬剤師の委嘱について

高瀬学校教育課長：

資料をもとに説明

歯科医について、市木小学校を担当していた富永歯科医院から、岸歯科医院へ変わります。薬剤師をしていた大隅さんが令和2年度末で辞められるため、倉本さんが学校薬剤師としてお願いをすることになりました。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員： なし

土居教育長：

議案第95号学校歯科医師及び学校薬剤師の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

以上で、第18回を終了します。

(～11:21)